

別府市危険ブロック塀等除却事業 Q&A

Q. 補助対象者とは？

- ・別府市内にブロック塀等を所有または管理している方となります。
- ・個人・法人ともに申請可能です。

Q. 対象となるブロック塀は？

以下の点をすべて満たしていることを事前に確認し、都市計画課へ事前調査申請書を提出してください。

- ・道路(建築基準法第42条に規定する道路)に面していること
- ・道路面からの高さが1.0m以上であること
- ・ひび割れまたは傾きがあること
- ・建築基準法第44条第1項(道路内の建築制限)の規定に違反していないこと

事前調査申請後に、補助対象ブロック塀等に該当するか、職員が現地にてブロック塀等を確認します。

Q. 事前調査のときに所有者の立会いは必要？

- ・原則、道路から確認をしますので、立会いは不要です。敷地内からの確認が必要な場合は、事前に職員だけの立ち入りの承諾をいただくか、立会いをお願いすることがあります。

Q. 別府市内に複数の物件を所有している場合は？

- ・同一敷地でなければ、一敷地につき1回申請が可能です。
- ・同一敷地で2面道路等であっても、申請は1回のみとなります。

Q. 施工業者は別府市内の事業者でないといけない？

- ・特に指定はありません。

Q. 相続登記の手続きを行っていないなど、登記上の所有者が異なる場合は？

- ・固定資産税の課税明細書など、実質的に管理をしていることがわかる書類の提出をお願いします。証明できる書類がない場合は、ご相談ください。

Q. 車が通れない幅員の狭い道路に面するブロック塀でも対象になりますか？

- ・公道(里道)の場合、対象となる場合があります。